

固定資産評価替えの年です平成18年度は

務的に困難です。そこで土地と家の価格を毎年、見直すことは、事平になりますが、膨大な固定資産とが納税者間における税負担の公 を れ ま す。 適 正な時価」をもとに課税を行うこ 家屋・償却資産) 固定資産税は、 「適正な時価」 い、これによって得られる「適す。本来なら毎年度評価替え 固定資産 をもとに課税さ の価格、 (土地・ すなわ

す

産税額が増加するのはこのためで価額の下落にかかわらず、固定資 てまだ低い水準にあるため、評価宅地の課税標準額は評価額に対し 額を基準にした本来の課税標準額 額になるのが原則です。となる課税標準額は、評 評価額と同 しか 6す。評 Ĩ,

割に達すると下げ止まるほか、おは、建築年数に応じて減価を低替えで評価額を見直します。 家屋につ 達すると下げ止まるほか、物すが、評価額は建築当初の2、建築年数に応じて減価を行えで評価額を見直します。通 いては、 3年ごとの 評

証明するものを持参くださ

11

固定資産課税台帳の閲覧

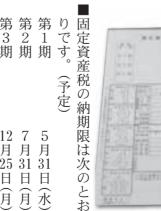
■閲覧開始日 4 月 3 日 月

- 支所税務係窓口 (閉庁日は除く)
- 持ちください。代理人はさらに身分を証明するものと印鑑をお帳を閲覧する人は免許証などの<<p>●持ち物 自分の固定資産課税台

TEL 72

3

りです 一固定資産税の (予定)





市民の皆さんのご意見をお聞かせください安曇野市の行政改革の方針の策定・推進に

特別職報酬等審議会(会田二郎会長) は2月16日、市議会議員の政務調査費 の額を1人当たり年額9万円とする答 申を平林伊三郎市長に手渡しました。

政務調査費とは、議員が市政に関し て調査・研究するための費用で、調査・

研究のために必要な図書の費用や研究

会などを開催するための費用などを言

今回の答申では、市として初めての

政務調査費の支出になることから、

問の内容を尊重したとしています。

あるとの意見が添えられました。

月から施行されます。

た、支出にあたっては使途基準や支出 内容の透明性を確保することが重要で

3月定例会に上程し、可決すれば4

います。



1101トピックス

……… < ごこご意見を伺います。 年間の集中改革プランの策定や進 市の行政改革大綱および今後4 市では イリュ ■委員会構成 ■公募人数 5

者・民間団体の ■応募資格 します 体の代表などで構成公募委員・学識経験 市内に住所を有する、 市長の委嘱する15

■応募先・問い合わせ ■応募期限 4月14日(金) ■応募考全員に通知します。 で選考を行うため、選考委員会を 要事項を記入の上、小論文を添課窓口に備え付けの申込書に必予定)から2年間 E メ Ŧ ■選考方法 ■任期 設けます③結果は、4月末まで 選考を行うため、選考委員会を などの 豊科 程度) び地方公務員③本市の付属機関の議員②常勤の国家公務員およ 3 政改革に思うこと」 安曇野市総務部行政改革推進室 えて郵送してください 9 9 -8 2 0 5 4 ル 9 委嘱の日 公募による委員 3 ①申込書と小論文に 2 TEL 「安曇野市 (平成18年5月 71 • 8 $2 \\ 0$ 0 0 0 0 0 字 行



市議会議員の政務調査費 たり年額9万円で答申

政務調査費の額を答申 等審議会 韱報酎

Azumino City Public Relations

きます

Ŷ

ただし、

次に掲げる人は除

gyoukaku@city.azumino.nagano.

jp

または勤務する人で20歳以上

の

ト|ピ|ッ|ク|ス 政||

けるこう、免午正なごり身子と税の納税義務者であるかを確認	■持ち物 縦覧する人が固定資産	部税務課資産税担当	■縦覧場所 豊科総合支所内総務	午前8時30分~午後5時15分	(閉庁日は除く)	4月3日(月)~5月31日(水)	■縦覧期間および時間	のとおり縦覧できます。	覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を次	産を比較するため、土地価格等縦	所有する固定資産と、他の固定資	固定資産税の納税者は、自分の	縦覧帳簿の縦覧について	が据え置かれる場合があります。	つど力 よごう 字配 ミー・、 平
------------------------------	-----------------	-----------	-----------------	-----------------	----------	------------------	------------	-------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	-------------	-----------------	-------------------

平成18年度の課税につい ください。証明手数料は1通3該資格を証明する書面をご用意固定資産の課税台帳を閲覧するまた借地借家人が、該当する委任状が必要になります。 お願いします。細書を同封し、 細書を同封しますので、確認をの評価額などを記載した課税明 平成18年度の固定資産税の納税 通知書は、 00円です 5 月 10 日 (水) ごろ ******* C τ

広報あづみの

8